

○小牧市空家等対策協議会条例

平成31年3月27日

条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、小牧市空家等対策協議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条第1項の空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項について協議するため、小牧市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織等)

第3条 協議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、市長並びに地域住民及び学識経験を有する者のうちから市長が任命する者とする。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 特別の事項について協議するため必要があるときは、協議会に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が特に必要と認める者を任命する。

3 臨時委員は、第1項の特別の事項に関する協議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職

務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市政策部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年小牧市条例第15号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(令和元年条例第19号)

この条例は、令和元年8月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。